

社会福祉法人志木市社会福祉協議会評議員選出規程

平成29年3月8日

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第4項の規定に基づき、本会の評議員の選任候補者の推薦及び解任について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出区分)

第2条 評議員は、おおむね次の各号の団体等の中から推薦された者を理事会において審議し、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）へ提案する。

- (1) 地域住民組織、民生委員・児童委員の代表者
- (2) ボランティア活動団体、社会奉仕団体の代表者
- (3) 社会福祉事業を営む団体の役職員
- (4) 関係行政職員
- (5) 民間社会福祉団体、本会事業利用者・協力者の代表者

(選出手続き)

第3条 前条各号の団体等から推薦された候補者で、就任を承諾する者は、推薦を決定する理事会前までに就任承諾書を会長宛に提出しなければならない。

2 会長は、前条各号の団体等から推薦された候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、履歴書を徴するものとする。

(就任日)

第4条 残任期間に就任する評議員の就任日は、原則として就任を決議した委員会終結の時とする。

(中途退任)

第5条 評議員が任期の途中で退任しようとするときは、原則としてあらかじめ会長に書面で届け出ることとする。

2 評議員は、定款第9条第3項に該当する場合、新たに推薦された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第6条 評議員が次のいずれかに該当するときは、理事会は、委員会に解任の提案をする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。